

## **新潟医療福祉大学内部質保証方針**

本学の内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

### **1. 基本的な考え方**

- (1) 本学の基本理念、教育目標および各種方針の実現に向けて、教育・研究活動、組織・運営、施設・設備等に対する自己点検・評価を実施し、その結果をもとに、質の向上に向けた持続的な改善を推進する。
- (2) 内部質保証に関する統括責任者は学長とする。学長は内部質保証に関して最終的な責任を持ち、必要に応じて理事会と連携する。
- (3) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、内部質保証推進委員会とし、その下に、全学の自己点検・評価を総括する自己点検・評価委員会を置く。
- (4) 自己点検・評価については、客観的な根拠資料やデータに基づき、教育研究等の状況を定期的に把握し、改善・向上に努める。
- (5) 自己点検・評価結果および外部評価結果について広く社会に公表する。
- (6) 質保証に関する活動およびその重要性について、全構成員の理解を促し、組織の基本的な考え方として定着を図る。

### **2. 組織体制**

- (1) 全学的観点から自己点検・評価を実施するため、内部質保証推進委員会の下に自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、各組織の自己点検・評価の計画、各組織の自己点検・評価に対する全学的な観点からの検証およびそれに基づく各組織の改善の支援を行い、内部質保証推進委員会に報告する。
- (2) 学部・学科等の自己点検・評価活動を推進するため、高等教育推進センター運営委員会を置く。また、研究科・専攻（学位プログラム）の自己点検・評価活動を推進するため、大学院の質保証委員会を置く。高等教育推進センター運営委員会および大学院の質保証委員会は、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を内部質保証推進委員会に報告する。

- (3) 自己点検・評価委員会、高等教育推進センター運営委員会および大学院の質保証委員会は有機的な連携を図り、全学の自己点検・評価を実施する。
- (4) 内部質保証推進委員会および自己点検・評価委員会は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織に対して、提言(フィードバック)を行い、改善活動を促進する。また、学部・学科の自己点検・評価活動については、教学の自主的、自律的な内部質保証を推進する観点から、高等教育推進センター運営委員会から提言（フィードバック）を行い、研究科・専攻（学位プログラム）の自己点検・評価活動については、大学院の質保証委員会から提言（フィードバック）を行うことを可能とする。

### 3. 手続き・運用

- (1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証推進委員会の役割、権限、その他運営については、「内部質保証推進委員会規程」に定める。
- (2) 全学の自己点検・評価を総括する自己点検・評価委員会の役割、権限、その他運営については、「自己点検・評価委員会規程」に定める。
- (3) 学部・学科等の自己点検・評価活動を統括する高等教育推進センター運営委員会の役割、権限、その他運営については、「高等教育推進センター規程」に定める。
- (4) 研究科・専攻（学位プログラム）の自己点検・評価活動を統括する大学院の質保証委員会の役割、権限、その他運営については、「大学院の質保証委員会規程」に定める。
- (5) 評価基準については、大学設置基準および大学院設置基準、日本高等教育評価機構が掲げる評価基準、新潟医療福祉大学将来計画機構が策定した計画に基づく点検・評価項目等を考慮する。
- (6) 内部質保証推進体制については、関係組織が連携し、継続的かつ組織的に検証・改善を行い、最適化を図る。